

障害者総合支援法に規定する事業のために使用する自動車に係る自動車税の減免についてのお知らせ

福島県総務部税務課

福島県では、平成26年度から、『NPO法人等が所有し専ら「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に規定する事業のために使用する自動車』に係る自動車税について、以下のとおり減免の対象とすることとしました。

1 減免の条件

次の2点を両方とも満たしていること。

- (1) 特定非営利活動法人(NPO法人)、公益社団法人、公益財団法人が所有(割賦販売の場合は使用)する自動車で、4月1日午前零時現在、車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)が当該法人であること。
- (2) 専ら障害者総合支援法第79条第1項各号に規定する事業のために使用する自動車であること。

2 減免申請の手続き

◆ 申請書類

- (1) 自動車税減免申請書(要印鑑)
- (2) 定款の写し
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 障害者総合支援法に規定する事業を行っていることを証する書類
 - <障害福祉サービス事業>
指定障害福祉サービス事業者指定通知書(第36条第1項)の写し等
 - <一般相談支援事業、特定相談支援事業>
指定一般(特定)相談支援事業者指定通知書(第51条の19、20)の写し等
 - <移動支援事業、地域活動センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業>
委託契約書の写し等※複数の事業又は(施設)障害福祉サービスを行っている場合、指定通知書の写し等は一種類で構いません。
- (5) 運行日誌の写し(直近3か月分。新車の場合は運行計画表)
※様式は任意です。

◆ 申請先及び申請期限

- (1) 既に自動車を所有(割賦販売の場合は使用)している場合
 - 申請先…最寄りの地方振興局県税部
 - 申請期限…(4月1日から)納期限前7日まで(平成26年度は5月26日(月))

【裏面に続く】

(2) 自動車を新たに取得する場合(新車新規登録・中古新規登録)

○申請先・・・県北地方振興局吉倉出張所(福島・会津ナンバー)

いわき地方振興局内郷出張所(いわきナンバー)

○申請期限・・・登録の時

※ただし、3月に新規取得する場合には、当該年度は自動車税が発生しないため、翌年度の申請となり、(1)の取扱いとなります。

3 注意事項

- (1) 申請は毎年行っていただく必要があります。ただし、定款については、事業内容に変更がない場合は、2年目以降、提出の必要はありません。
- (2) 減免承認後でも、調査の結果、減免に該当しないことが判明した場合は、承認を取り消します。その場合は、当該年度の自動車税を納めていただくこととなります。
- (3) リース車では減免を受けることができません。
- (4) 車検証の有効期限が満了(車検切れ)している場合は、減免を受けることができません。
- (5) 自動車取得税は対象となりません。

4 自動車税の減免に関するお問い合わせ先

(受付時間: 祝日を除く月曜日から金曜日まで、8時30分～17時15分)

◆ 県庁税務課 024-521-7070

◆ 地方振興局県税部及び地方振興局出張所

事務所名	所在地	電話番号
県北地方振興局県税部	〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6F	024-523-0051
県中地方振興局県税部	〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号	024-935-1261
県南地方振興局県税部	〒961-0971 白河市昭和町269番地	0248-23-1519
会津地方振興局県税部	〒965-8501 会津若松市追手町7番5号	0242-29-5261
南会津地方振興局県税部	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1	0241-62-5214
相双地方振興局県税部	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30番地	0244-26-1127
いわき地方振興局県税部	〒970-8026 いわき市平字梅本15番地	0246-24-6025
県北地方振興局吉倉出張所	〒960-8165 福島市吉倉字吉田40番地	024-545-0357
いわき地方振興局内郷出張所	〒973-8403 いわき市内郷綴町舟場1番138号	0246-27-5877